

# 高浜市空家等の適切な管理に関する条例

9月定例会記者発表資料  
令和2年8月24日(月)

## 1. 条例制定の背景・必要性

近年、全国的に人口減少が進む中で、人口の高齢化や既存の住宅・建築物の老朽化などに伴い、空家等が年々増加している。また、長期にわたり住む人がいなくなった空家等が十分に手入れされないまま放置された結果、防災・衛生・景観等の面で周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、大きな社会問題になっている。

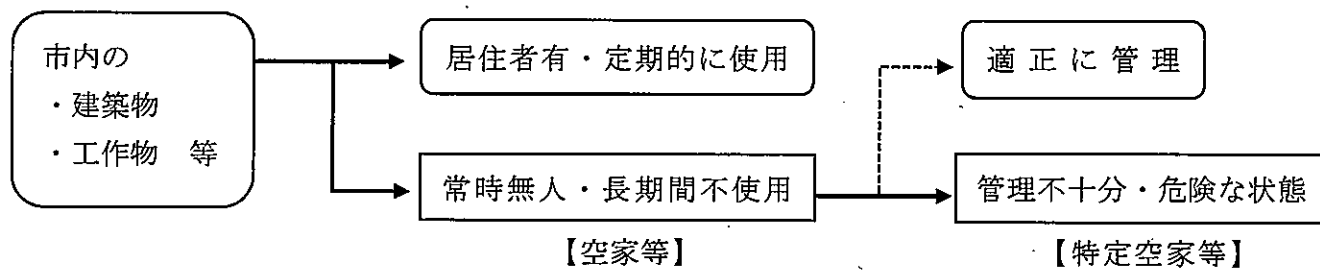
こうした空家等に対する施策を進めるため、国において平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が公布され、平成27年5月に施行された。

本市では、この法の施行に伴い、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、「高浜市空家等対策計画（以下「計画」という。）」を平成31年3月に策定した。なお、この計画の推進に対して、幅広く意見を聴取し、多様な観点から調査検討を行うため、令和元年6月に「高浜市空家等対策計画推進委員会」を設置し、この推進委員会での意見を参考にしながら、空家等の予防対策・適正管理の促進、利活用の促進といった計画に掲げた対策に取り組んできた。

しかしながら、未だ数多くの空家等があることや今後も空家等の数は増加すると予測される。また、空家等を十分に手入れされないまま放置されてしまうと、防災・衛生・景観等の面で周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことが危惧される。

そこで、計画に掲げた対策の更なる推進を図るため、今後、発生する新たな空家等の把握や法で定義されている管理不全となった特定空家等の認定に関する仕組みを取り入れた、法と一体的な運用を図る条例を制定する。

## 2. 空家等・特定空家等とは



## 3. 空家等の数

把握している市内の空家等の数（令和2年3月末現在）・・・44件

## 4. 条例の概要

条 項	概 要	
第1条 (目的)	法に定められている事項以外に、空家等の適切な管理に関して必要な事項を定め、生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現を図る	
第2条 (定義)	空家等、所有者等、市民等などの用語の意味を明確にする 例) 空家等：建築物等で使用されていないことが常態のもの	
第3条～第5条 (責務と役割)	所有者等	空家等の適切な管理に努めること
	市	① 計画に基づく空家等に関する対策の実施 ② 空家等に関する必要な措置（助言・指導など）の実施 ③ 市民等から提供された空家等に関する情報の取扱い
	市民等	① 計画に基づく空家等に関する対策の実施への協力 ② 適切な管理が行われていない空家等を発見したときの情報提供
第6条 (高浜市 空家等対策協議会)	位置付け	法第7条第1項の規定に基づく法定協議会
	協議内容	① 計画の変更又は実施に関する事項 ② 特定空家等の認定に関する事項 など
	組織	市長を含む委員10人以内 ① 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者 ② その他市長が必要と認める者
	任期	2年
第7条 (特定空家等の認定)	認定	高浜市空家等対策協議会に諮り特定空家等を認定する
第8条 (特定空家等に対する措置)	認定を受けた特定空家等の所有者等に対して、助言・指導、勧告、命令、行政代執行法に基づく代執行などの措置を行うことができる	

## 5. 法に規定されていない条例独自の規定

### ① 市民等の役割（今後発生する新たな空家等の把握）

市内に居住、滞在、通勤、通学する方は、計画に基づく空家等に関する対策の実施に協力していただくとともに、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに、市にその情報を提供していただくよう努めていただくものとする。

### ② 特定空家等の認定（管理不全となった特定空家等の認定）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の空家等は、本条例で設置する高浜市空家等対策協議会に諮り、特定空家等に認定するものとする。

特定空家等に認定した場合は、法及び条例等に定める手続きを行うものとする。